

令和6年度 志布志市立宇都中学校いじめ防止基本方針

1 設置の目的と意義

- (1) 実効性をもつよう具体的な実施計画や実施体制について決めるとともに「行動計画」と考え策定する。
- (2) 学校基本方針に必要なのは、次の3つの一連の内容である。
 - いじめの未然防止（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり）
 - 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）
 - いじめに対する措置（発見したいじめへの対応）
- (3) 学校基本方針の策定をとおして、すべての教職員でいじめの問題に取り組む。

2 「いじめ防止対策委員会」の組織

- 名称 宇都中学校いじめ防止対策委員会
- 目的 生徒が安心して安全な学校生活をおくれるよう、未然にいじめを防ぐことを目的とする。
- 委員 校長、教頭、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任、関係職員（教科、部活動など）から、学校の実情に応じて選定する。これに加えて、個々のいじめ防止等に関係する職員やSC、SSW、市教委、学校運営協議会、民生委員などを追加する。

3 いじめをさせない教育活動の重点・生徒の主体的活動

◎ 全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校作りを進める。

◎ 分かる授業の実践

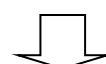
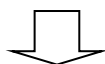
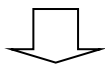
- 全ての生徒が参加し、活躍できる授業を工夫する。
- 自己肯定感を高め、自分に自信を持たせることが生徒指導上の諸問題の未然防止につながる。

◎ 友人関係、集団作り、社会性の育成

- ・ 他の生徒や大人との関わりを通して、生徒自らが人と関わる喜びや大切さに気付く。
- ・ 互いに関わりながら絆を深め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していく。

4 いじめの防止・早期発見・措置

いじめの防止・早期発見 → いじめ防止の重視。普段の学校生活からいじめを許さない雰囲気作り。



教職員（毎週対策委員会の実施）

- 生徒が安心して楽しく過ごせる学校作り（全教育活動）
- 道徳や特別活動で人間関係の形成や醸成
- いじめに対する行内研修の充実
- 毎月の生活実態調査の実施（早期発見→情報の共有）

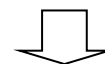
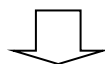
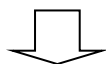
生徒

- 心の通じ合うコミュニケーション能力の醸成
- 他を認める心の形成
- 道徳教育の実践
- いじめ問題を考える週間
- フォロワーシップの育成
- 学校楽しいーとの実施

保護者

- 学校運営協議会
- 教育相談、PTAにおける情報交換
- 学校評価アンケートの活用

いじめ発生時の措置 → 生徒のプライバシーに十分配慮し事実確認。被害者の心のケアを重視。



教職員

- 「いじめ防止対策委員会」が主体となり速やかに対応にあたる
- 複数の職員による事実確認
- 複数の職員による指導
- 重大な事態（自殺の企図等）が発生した場合は学校設置者の指示に従い必要な対応を行う。

生徒

- 加害者
 - 加害行為を時系列に沿って整理し、深く反省する。その原因を考えるとともに、傷つけてしまった生徒の心を考える。
 - 生命尊重について考える。

保護者

- 〔被害者側〕
 - 事実の確認
 - 曲解のないようにする
- 〔加害者側〕
 - 学校との協力体制を強固なものとし、粘り強く家庭で指導する。